第４章　教育・保育提供区域の設定

１　教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第６１条第２項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、次のことを考慮しながら「教育・保育提供区域」を設定します。

〈教育・保育提供区域設定のポイント〉

⑴　地理的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

⑵　子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。

⑶　「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。

⑷　教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態がことなる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能です。

⑸　教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、又は認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなればならないことになっています。

２　教育・保育提供区域の設定

⑴　本町における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
１号認定（３～５歳）　教育希望	１区域	教育・保育の区域設定については、１区域とします。
２号認定（３～５歳）　保育希望		
３号認定（０歳）　保育希望		
３号認定（１～２歳）　保育希望		

⑵　地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業（新規） 子どもの親又は保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言等を行う事業	１区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	１区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	１区域	現状どおり、町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	１区域	現状どおり、町内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援、育児援助等を行う事業	１区域	現状どおり、町内全域とします。

子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） 保護者が、疾病その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
延長保育事業 通常の保育時間を超えて保育を行う事業（時間外保育） 日曜日・祝日に保育を行う事業（休日保育）	1 区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、町内全域とします。
病後児保育事業 病気の回復期にある児童を専用スペースで一時的に保育する事業	1 区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	6 区域	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。